

令和3年12月議会

議案説明資料

目 次

- | | | | |
|------------|------------------------|---|----|
| 1. 議案第216号 | 令和3年度福岡市一般会計補正予算案(第6号) | … | 1頁 |
| 2. 議案第229号 | 福岡市事務分掌条例の一部を改正する条例案 | … | 9頁 |

総務企画局

1. 議案第216号

令和3年度福岡市一般会計 補正予算案（第6号）〈総務企画局所管分〉

〔 歳 入 〕

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
				千円	千円	千円
3	19 国庫支出金	2 国庫補助金	1 総 務 費 国庫補助金	445,897	59,300	505,197
6	25 諸 収 入	2 納 付 金	1 納 付 金	19,566	3,132	22,698
6~7		3 保 険 料 収 入	1 保 険 料 収 入	31,279	5,329	36,608
歳 入 計				496,742	67,761	564,503

節		金額	説明
区分			
7	番号制度関係補助金	千円 59,300	個人番号カード交付事務費補助金交付要綱に基づく補助金の追加
1	健康保険料	3,132	健康保険法に基づく保険料収入の追加
1	雇用保険料収入	381	雇用保険法に基づく保険料収入の追加
2	厚生年金保険料収入	4,948	厚生年金保険法に基づく保険料収入の追加

〔 歳 出 〕

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
10~13	2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	1 一 般 管 理 費	千円 14,307,144	千円 128,561	千円 14,435,705

節				説 明
区 分	金 額	区 分	金 額	
2	千円 給 料 △ 6,285		千円	給与費等の追加 〔 関連歳入 (25) 諸収入 7,136千円 健康保険料 2,609 雇用保険料収入 369 厚生年金保険料収入 4,158 〕
3	36,762	1	扶 養 手 当 2,038	
		2	地 域 手 当 9,192	
		3	住 居 手 当 △ 5,935	
		4	通 勤 手 当 12,671	
		5	単 身 赴 任 手 当 679	
		6	特 殊 勤 務 手 当 △ 518	
		8	時 間 外 勤 務 手 当 16,011	
		10	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 △ 969	
		11	管 理 職 手 当 8,010	
		12	期 末 勤 勉 手 当 △ 23,361	
	13	退 職 手 当 13,482		
	14	児 童 手 当 5,462		
4	共 済 費 98,084			

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
12～13			11 情報化推進費	千円 5,847,695	千円 60,638	千円 5,908,333
18～19		5 統計調査費	1 統計調査 総務費	137,734	9,510	147,244
歳出計				20,292,573	198,709	20,491,282

節				説明			
区分	金額	区分	金額				
2 給料	千円 7,436		千円	1 一般職職員給与費等の追加 11,350千円			
3 職員手当等	1,176	2 地域手当	744	(関連歳入) (19)国庫支出金 10,012千円 個人番号カード交付事務費補助金 交付要綱に基づく補助金 (25)諸収入 1,338千円 健康保険料 523 雇用保険料収入 25 厚生年金保険料収入 790			
		4 通勤手当	432				
4 共済費	2,738					2 ICT活用の推進経費の追加 49,288千円 (番号制度対応経費の追加)	
12 委託料	49,288					(関連歳入) (19)国庫支出金 49,288千円 個人番号カード交付事務費補助金 交付要綱に基づく補助金	
2 給料	5,206					一般職職員給与費等の追加 (関連歳入) (25)諸収入 △13千円 雇用保険料収入	
3 職員手当等	398	1 扶養手当	174				
		2 地域手当	779				
		3 住居手当	△ 758				
		4 通勤手当	518				
		8 時間外勤務手当	△ 2,223				
		12 期末勤勉手当	2,148				
		14 児童手当	△ 240				
4 共済費	3,906						

マイナンバーカード申請出張サポートの拡充について

補正額 60,638 千円

1 趣旨

マイナンバーカードの普及促進の一環として、公民館などの身近な場所へ出向き、申請手続きの補助や受付等を行う「マイナンバーカード申請出張サポート」について、内容を拡充し、カードの更なる普及促進を図るもの。

2 概要

(1) 新型コロナウイルスワクチン追加接種（3回目接種）会場での実施

- 場所 集団接種会場（公共施設等）
- 期間 上記会場の開設期間（予定）
- 実施内容
 - ・申請書記載補助
 - ・申請用写真撮影
 - ・申請受付 など

(2) その他申請出張サポートの拡充

公民館での申請出張サポートを平日夜間や土日に拡大するとともに、商業施設等での実施回数を増やすなど、取組みを強化する。

3 補正額内訳

歳出	委託料	49,288 千円
	給料・共済費等	11,350 千円
歳入	個人番号カード交付事務費補助金	59,300 千円
	保険料収入等	1,338 千円

2. 議案第 229 号 福岡市事務分掌条例の一部を改正する条例案

福岡市事務分掌条例の一部を改正する条例案の概要

第 1 改正の理由

多様化する市民の福祉ニーズに対応した保健福祉施策の推進を図るとともに、新型コロナウイルス感染症等に係る取組みを充実強化するため、行政組織を再編する必要があるもの。

第 2 改正の内容

福祉局及び保健医療局の新設等（第 1 条第 6 号・第 7 号関係）

- （1）保健福祉局を廃止するもの。
- （2）多様化する市民の福祉ニーズに対応した保健福祉施策の推進を図るため、福祉局を新設し、保健福祉局の分掌事務ア「社会福祉に関する事項」とイ「社会保障に関する事項」を分掌事務とするもの。
- （3）新型コロナウイルス感染症等に係る取組みを充実強化するため、保健医療局を新設し、保健福祉局の分掌事務ウ「保健衛生に関する事項」を分掌事務アとするもの。

第 3 関係条例の改正（改正条例附則）

- 1 「福岡市保健福祉審議会条例」の一部改正（第 9 条関係）
（審議会の庶務を処理する局を保健福祉局から福祉局に改めるもの）
- 2 「福岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例」の一部改正（第 3 条関係）
（審査会の庶務を処理する局を保健福祉局から福祉局に改めるもの）
- 3 「地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会条例」の一部改正（第 8 条関係）
（委員会の庶務を処理する局を保健福祉局から保健医療局に改めるもの）
- 4 「福岡市感染症診査協議会条例」の一部改正（第 9 条関係）
（協議会の庶務を処理する局を保健福祉局から保健医療局に改めるもの）
- 5 「福岡市食育推進会議条例」の一部改正（第 9 条関係）
（推進会議の庶務を処理する局を保健福祉局から保健医療局に改めるもの）

第 4 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

福岡市事務分掌条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

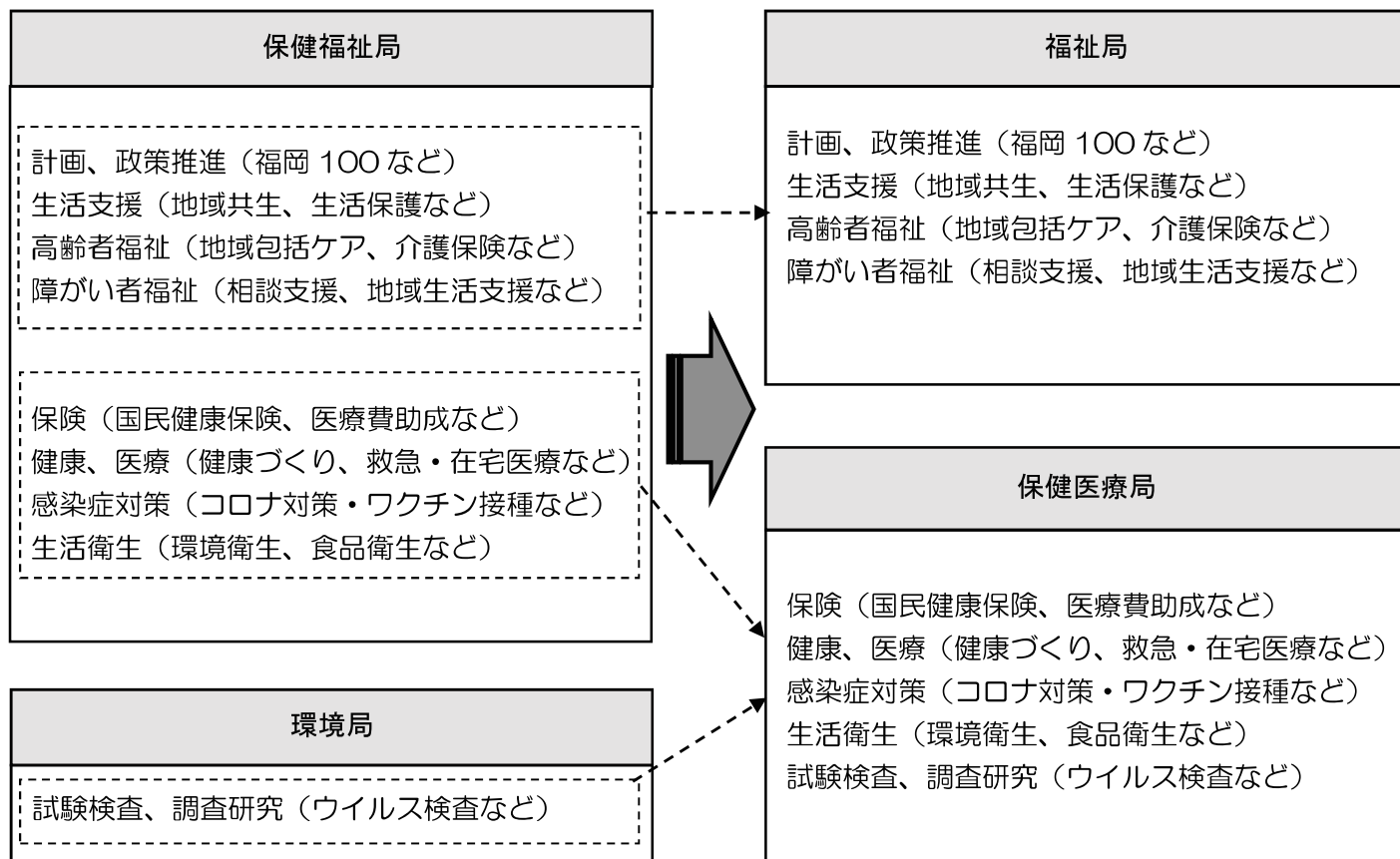
【下線部分が改正部分】

現 行	改 正 案
<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の局及び室を置く。</p> <p>(1) ～ (5) 略</p> <p>(6) <u>保健福祉局</u></p> <p>ア 社会福祉に関する事項</p> <p>イ 社会保障に関する事項</p> <p>ウ <u>保健衛生に関する事項</u></p> <p>(7) <u>環境局</u></p> <p>ア 環境保全に関する事項</p> <p>イ 廃棄物に関する事項</p> <p>(8) <u>経済観光文化局</u></p> <p>ア 商業、サービス業及び工業に関する事項</p> <p>イ 観光に関する事項</p> <p>ウ 文化に関する事項</p> <p>エ 競艇に関する事項</p> <p>(9) <u>農林水産局</u></p> <p>ア 農業、林業及び水産業に関する事項</p> <p>イ 中央卸売市場に関する事項</p> <p>(10) <u>住宅都市局</u></p> <p>ア 都市計画に関する事項</p> <p>イ 住宅及び建築に関する事項（財政局の所掌に属するものを除く。）</p> <p>ウ 土地区画整理及び市街地再開発に関する事項</p> <p>エ 公園及び緑地に関する事項</p> <p>オ 九州大学の移転に関する事項</p> <p>(11) <u>道路下水道局</u></p> <p>ア 道路に関する事項</p> <p>イ 河川に関する事項</p> <p>ウ 下水道に関する事項</p> <p>(12) <u>港湾空港局</u></p> <p>ア 港湾に関する事項</p> <p>イ 空港に関する事項</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p>	<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の局及び室を置く。</p> <p>(1) ～ (5) 略</p> <p>(6) <u>福祉局</u></p> <p>ア 社会福祉に関する事項</p> <p>イ 社会保障に関する事項</p> <p>(7) <u>保健医療局</u></p> <p>ア <u>保健衛生に関する事項</u></p> <p>(8) <u>環境局</u></p> <p>ア 環境保全に関する事項</p> <p>イ 廃棄物に関する事項</p> <p>(9) <u>経済観光文化局</u></p> <p>ア 商業、サービス業及び工業に関する事項</p> <p>イ 観光に関する事項</p> <p>ウ 文化に関する事項</p> <p>エ 競艇に関する事項</p> <p>(10) <u>農林水産局</u></p> <p>ア 農業、林業及び水産業に関する事項</p> <p>イ 中央卸売市場に関する事項</p> <p>(11) <u>住宅都市局</u></p> <p>ア 都市計画に関する事項</p> <p>イ 住宅及び建築に関する事項（財政局の所掌に属するものを除く。）</p> <p>ウ 土地区画整理及び市街地再開発に関する事項</p> <p>エ 公園及び緑地に関する事項</p> <p>オ 九州大学の移転に関する事項</p> <p>(12) <u>道路下水道局</u></p> <p>ア 道路に関する事項</p> <p>イ 河川に関する事項</p> <p>ウ 下水道に関する事項</p> <p>(13) <u>港湾空港局</u></p> <p>ア 港湾に関する事項</p> <p>イ 空港に関する事項</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>

〔参考〕組織見直しイメージ

《現 行》

《見直し後》



(関係条例) 福岡市保健福祉審議会条例の一部改正 新旧対照表

【下線部分が改正部分】

現 行	改 正 案
<p>第1条 社会福祉をはじめとした保健福祉施策を総合的に推進するため、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「社福法」という。）第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会、障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「障基法」という。）第36条第1項に規定する合議制の機関及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第9条第1項に規定する地方精神保健福祉審議会として、福岡市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>第2条～第8条 （略）</p> <p>第9条 審議会の庶務は、<u>保健福祉局</u>において処理する。</p> <p>第10条 （略）</p>	<p>第1条 社会福祉をはじめとした保健福祉施策を総合的に推進するため、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「社福法」という。）第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会、障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「障基法」という。）第36条第1項に規定する合議制の機関及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第9条第1項に規定する地方精神保健福祉審議会として、福岡市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>第2条～第8条 （略）</p> <p>第9条 審議会の庶務は、<u>福祉局</u>において処理する。</p> <p>第10条 （略）</p> <p><u>附 則</u> この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>

(関係条例) 福岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正 新旧対照表

【下線部分が改正部分】

現 行	改 正 案
<p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 （略）</p> <p>第3条 審査会の庶務は、<u>保健福祉局</u>において処理する。</p> <p>第4条・第5条 （略）</p>	<p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 （略）</p> <p>第3条 審査会の庶務は、<u>福祉局</u>において処理する。</p> <p>第4条・第5条 （略）</p> <p><u>附 則</u> この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>

(関係条例) 地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会条例の一部改正 新旧対照表
【下線部分が改正部分】

現 行	改 正 案
<p>第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第11条第4項の規定に基づき、地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務、組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第7条 （略）</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>保健福祉局</u>において処理する。</p> <p>第9条 （略）</p>	<p>第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第11条第4項の規定に基づき、地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務、組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第7条 （略）</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>保健医療局</u>において処理する。</p> <p>第9条 （略）</p> <p><u>附 則</u> この条例は、<u>令和4年4月1日から施行する。</u></p>

(関係条例) 福岡市感染症診査協議会条例の一部改正 新旧対照表
【下線部分が改正部分】

現 行	改 正 案
<p>第1条 この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第24条第6項の規定に基づき、感染症の診査に関する協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第8条 （略）</p> <p>第9条 協議会の庶務は、<u>保健福祉局</u>において処理する。</p> <p>第10条 （略）</p>	<p>第1条 この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第24条第6項の規定に基づき、感染症の診査に関する協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第8条 （略）</p> <p>第9条 協議会の庶務は、<u>保健医療局</u>において処理する。</p> <p>第10条 （略）</p> <p><u>附 則</u> この条例は、<u>令和4年4月1日から施行する。</u></p>

(関係条例) 福岡市食育推進会議条例の一部改正 新旧対照表

【下線部分が改正部分】

現 行	改 正 案
<p>第1条 食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、福岡市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。</p> <p>第2条～第8条 （略）</p> <p>第9条 推進会議の庶務は、<u>保健福祉局</u>において処理する。</p> <p>第10条 （略）</p>	<p>第1条 食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、福岡市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。</p> <p>第2条～第8条 （略）</p> <p>第9条 推進会議の庶務は、<u>保健医療局</u>において処理する。</p> <p>第10条 （略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>